

のであらうと思ふ。及ぶ所は、如何に処理に因るわけであらうか。又、その如き場合にも、その取扱いがないという事もあり、あつたとしても、そのわけであらう。三町のものは、もちろんやむを得ない。それ以外、よその事業を、処理場にもつて、さうも取扱いがないわけでも、十分調査する点もある。うと思ふ。従つて、現段階に、つぎして、処理場の建設に伴ひ、十分さういう面も、検討し、議合にも、此相續申し上つて、上で行ふ事が、賢明な策であらうと思ふ。又、そのわけであらう。現段階は、処理する所がないわけであらう。さういう問題が、出まきま、その処理場が、できし、それ相互に監督し、地域住民の、ものも、処理するならば、良しいのである。羽村町にも、社あり、後から、でき、業者は、五日市に出たり、行つて、ある。うと思ふ。

一十九番(田村祐一君)

私は特定業者を云々という事は、よくし

て、この値上げの問題に、なつて、一つ思想を示して、いかに、いかに、ならないという事を、言う。あつたわけですが、今後、処理場が、でき、その監督をするという事は、なかなかに、難しい問題であらうと思ふ。よそのものを、持つて、き、処理する事は、大きな問題であらうと思ふ。新しく、業者を、入つても、同じ、と、思ふ。今の、その、体制から、値上げ、という事は、批判せざるを得ない問題であらうと思ふ。その、材料に、申し上つた、次第、であらう。処理場の、完成し、た場合、その、問題は、ないと思ふ。しかし、その、時には、その、運営上の問題が、あつて、くると思ふ。それ、た、然して、つた、と、思ふ。

一町長(瀬古清蔵君) 私は矛盾を生ずると思ふ。又、あつた、例

三浦三町の業者の車のどの位、人口に於いてどの程度変化
事あるかという事は、おのずから出てくるわけですから
その点十分研究した上で、もう一札及びそれらどうなるか
という事、他に吸収りに行っても自由なという事でありま
すの、結局吸収するものとどこにすてゐるかという事、難
しい問題であるかと思ふ事、業者を不やすという事は、
多く、如理場が完備し、それになして人口にさる量、そのも
のの如理という面を勘案して研究しなければならぬとい
う事であるかと思ふ事、ある量のほとんど決まる所、その如
理にならざるという事、業者を不やすしてもさういふ
点の問題も大変出まるところと思ふ事、不やすかどうかは
その時に決めるべきかと思ふ事。

二番、礎村武夫君、大変難かしい問題であります、今やつて

切当に社か他の町に吸収りに行かぬものは、取締つて監督
すいば、さういふ問題だと思ふ事、又矛盾と思ふのは、先
程町長はゆとりがあるかと言ひましたが、私が厚生委員長をや
らざる時にやはり業者を不やすしたという話がある、その
その時も町長は同じような理由を申して、おろしたか、町の業
者、二社の何年先かあります、鏡ヶ崎の、私は町民が不える
従つて業者を不やすして五年、十年経つてもさうなやつて
いつてもゆとりがあるかという事は、私は矛盾があるかと思ふ
わけ。

一、町長、瀬古清蔵君、私がゆとりがあるかという事は、他に仕事に
行つてゐるという事、瑞穂や秋吉に行つており、大型
車を入れて、え、台があるかと思ふ事、田舎え、台の割合は
田舎、台町の仕事をしてゐるかと思ふ事、これはゆとり

ひあるから瑞穂の分もやってみると思ひます。そこまでは
つきり調査せしめておられますか。さきに仕事に行っているだけ
ゆとりがあるものと思つたわけであつた。もちろん人には不
いばふえなだけ人夫や車を不やしても間にあつないという
事があるのはならないわけであつた。やはり車がある
からば地域的に完全な仕事として、その程度廻りける
調査して、さきにその業者を不やすかどうかあえてお
のゝましますか。今後さういうあえての態にしてほつたいとあ
えておられます。議員各位から以指摘をされて、より良く
改善して頂く事はもちろんであり、料金の面におきまして
ふこの市町村とも四十円なり五十円というような改正料金
を出してあるようであり、やむを得ない段階かというふうに
あえておられるわけであつた。

一番礎村武夫君　わのたうなわからないような気がしてま

す。秋の業者の調査へ行つて四十円、五十円で仕事をして、その
まゝここに控まらぬわけですか。福生町で四十円とつても
決して安くはないと思つて、如理場が完成してその監督
もあえなければならぬというところになります。その
同じようにやつてある事もふさがないと思つておられる。その
点十分考慮していただくと思ひます。

一町長瀧古清蔵君　私は金責任者としてあえておられるの
であつて、私の身内がそのおやうであるからどうという事
ならば私はやめさせてもけっこうだと思ひます。しかし、や
つた上は無責任なことではふさがないわけですから、この同
題に對してはさう改善し、現状階では責任があり
ます。つたやめることはふさぎません。先程来いさう申し上

やましたけれども、今後如理場が完成した時には、あう
ゆり各、再度からあえ合せて、人にと對して、車は何台
必要か、又その車の色わけも必要かと思ひます。それらとて
如理場に行く監督しなければならぬと思ひます。それらとて
従つてその場合は、はっきり他を取扱つたものは如理場
に入れないという事を指定業者の車による、町の仕事のみ
とやるという事と、一般民家の如理はできませんけれども、い
わゆる水洗便所に送るものはもつと入れないわけだ、そ
こにも大きな問題があり、やらなければならぬ事は、はつき
りしてあるが、五十八年度になつた、五十九年度になつたわけりま
で、今の業者がもつてくる車かどの位必要か、又その色
わけもあえておなければならぬと思ひます。一業者
に二台の車を許すし、又台必要とする、三業者とな
り、さうする場合には一業者ふやす事もあろうと思ひ
ます。次第でございます。

一八番 青藤真一君 先程からいろいろ意見がออกมาつて
か、町長はさういふと申しておられますけれども、さう夏
あすか、お使い物するついでに、さう請求していいとい
ふか、か取りにきてくれないという話をして聞かして
ましたか、もし町長がさういふにゆとりがあるとするなら
ば、さういふ事は起らないと思ひます。さうは、慎重に考
えなければならぬのではないかと。

一十九番 田村祐一君 さう際ですと、お伺いし、又議員諸公に
も思想統一しなければならぬと思ひます。事は、町長は今
まで苦学され、経験もする、あうと思ひます。か、業者として
のあえ方ならば、さうでもいふ、さうです。か、業者として指定

業者に与する責任とどの程度もたなければならぬのか、如
理場を完成するまでやまなければならぬものかどうか、
住民のらの要望もどうかあると思ひますか、さういふものも
現段階としてもあるべきではないと思ひつわけがふぶい
ます。又さうならぬ業者が健全な運営をし、しかもサー
ビス本意にしまりたつて、今までの企業経営みうして、
あの程度人何万人に對して一つの企業となり立つかという
事、例えば、タバコ業者にしても施設を、所の何米以内を
許可せしめたいという事が専断にもあり、今ある指定業
者の数と、今後指定すべき数、それから理事者の企業に
与する責任というものは明確にしなくてはならぬとい
思ひます。ふさるならば、うまく経営になり立つように
せん、ともしマシたて、監督してその理想をしようか

町長はさういふ点はどうあるか、

一町長瀬古清蔵君 指定業者になり立つように責任を取ら
ざるのみという事は、なりたつ、なりたないという事は
その業者の責任であつて援助する事自能、限度がある
と思ひます。公営的な立場からさういふ事はすべきでは
ないと思ひます。町で指定した場合、町の命令に従つて企
業をやさすべきであり、如理場ができた場合は、さういふ方
の料金を徴収するかという点も十分検討しななければな
らないと思ひます。私は今は暫定的なことをあつて、
やがて完全な如理場ができれば、さういふことは、五月
とすれば、五月下旬までいいわけが、今の場合は、捨てる場
なく、隠れて捨てるような現在です。から捨てるには、相当金
をひけるようになっています。羽村町でも、五月を徴収

し、五月は町が補助し、それより、処理場を見つけてやつて
りるようである。従つて料金は四月から五月は補助し
てゐるんだという事は、捨場の補助金ということのようであ
る。現段階ではまだ、取り上げたことは申し上げられてい
ない。処理場の完成した場合は、それだけさういう面を、厳格に
取締り、事も色別けし、いろいろやるとなればならぬとい
うふうにある。それより、業者に対する点に
ついても、はつきり申し立てして援助するということになる。あ
る方も、それより、

一、二番、中西老義君、いろいろ意見が、あつた。町の条例で
汲取料金を制定し、直接町民の負担となり、清掃条例を制
定する以上、町が当然やる仕事だと思ふ。又直接を
するよりも、町民から料金をとる、と云ふ事、税として

と云ふ場合、これは条例を設けて、それと云ふ事になり、その場
合、税の二重負担という疑問が起さないと云ふ。それより、
す、さういふ点は、あつた。それより、

一、町長、瀬古清義君、いろいろ意見が、あつた。町の条例で
汲取料金を制定し、直接町民の負担となり、清掃条例を制
定する以上、町が当然やる仕事だと思ふ。又直接を
するよりも、町民から料金をとる、と云ふ事、税として

一、町長、瀬古清義君、いろいろ意見が、あつた。町の条例で
汲取料金を制定し、直接町民の負担となり、清掃条例を制
定する以上、町が当然やる仕事だと思ふ。又直接を
するよりも、町民から料金をとる、と云ふ事、税として

とあるわけでありませう。

一、二十番(中西亮藏君) 清掃条例をいって新たに一日でも四月も取ればよいわけ、町は住民に對し義務のある人ではないかと思ふ。又羽村や国をえにゆいても町の一部負担してやり、この改正にしろ町民が金額負担とするのをよい事になると思ふ。業者と町民を監督するたけの条例を依るわけだと思ふ。今後公営企業としてやうするのみにあつて、さういふ点も加へたいと思ふ。

一、町長(瀧古清藏君) 町の負担するといふ事は、町民が負担するといふ事になるわけだ。従いまして今の衛生事業は、じん芥と、ちゅう芥の処理をやつて、大きな予算も負担してやるわけだ。それらも補助は打切りだといふふうに私は考えております。

一、助役(保崎俊夫君)

一般的には地方自治法に、市町村は特定の負担、義務は、手数料を徴収する事だ。さうして、清掃に、市町村は、市町村の持つ汚物の収集、及び処理に、手数料を徴収する事だ。さういふ規定があるわけだ。公営企業の場合は公聴会を開かなくてはならないといふわけだ。法的に、し尿の場合は、町に必要はないといふ事だ。

一、二十番(中西亮藏君) 徴収する事だ。さういふ事になりませう。金額負担しても町民に課する税の二重負担といふ事は生ずるまいといふ事だ。

一、助役(保崎俊夫君) 理論的には、財政の豊かな所は、たかだかやりうろといふ事は言えませう。手数料を徴収するといふ規定に基いて、さういふ取手手数料をさういふわけだ。徴収

する事があるところであり、二重負担という事はないと
思っています。

一、副議長（渡井明君）　ここに暫時休憩いたします。

休憩午後五時五十分

開議午後六時三十分

一、副議長（渡井明君）　休憩前に引き続き開議いたします。
一、二番（中西先義君）　税の二重負担という事について、おのりな
かたの御意見を伺います。やはり税金を取るので、
上税金でやろうか、当然だと思っております。又先税の助役の
見解を伺って、手数料を取ってもいいという規定があるとい
う事は間違いないと思っております。しかし自己負担にすると
は反対という声があると思っております。なんとか批判の起ら
ないよう、十分慎重にやろうと思っております。

一、十九番（田村祐一君）　どうも意見も出されたが、厚生委員会に
しては資料等に基いて料金を値上げについて検討したとい
う事ですか。その際、どうも審議がなされたか、それとも
全然どうしよう点には審議がなされたか、その点をお伺い
いたします。

一、町長（瀬古清蔵君）　過般の全員協議会の席上で、先程お
話しました業者でストがあったという事で、どう
調査してもらい、もちろん値上げという事も一つ前提
であつたように存じております。担当委員会に伺つても
調査してもらつたようでございます。又事務局にも、どう
調査させたいか、各市町村とも、この程度料金を決定し
ておろか、等々いろいろ勘案して、議員さんの調査に基き、委員会
にお出し、おわけをいたします。そこで必然的に料金改正も含ん

でありました。又その様な再考から此検討をせよと、そこでは
結論が出るはずがなく、本日の会議に於いて委員長から実情を
つねに報告して頂く、しかも後料金改正の改定という事
で、委員会に於いてはもちろん決定という事でなく、あらゆる
面を検討して頂く、改正はやむを得ないであろうという意
見があったわけですが、それ以外の事は出なかったわけであ
ります。

二十三番（渡田継三郎君） 委員長報告に於いて補足的に説
明どうか、私の感じの事を申し上げたいと存じます。先般
の全協に於いて、皆さんからすばらしい料金が上ったという意
志、一部町民に於いては、むしろむさかである、十分調査をして
ほしいという事や、全協の風気から、厚生委員の一員と
して感じの事は、この値上げについては、ある程度研究する方

必要があるのではないかと思われ、先般の協議会に
於いて各議員からさうした意見が出された、はつきり値上げさ
ないか、何れにせよ、又本協便所を使用して頂くハウスで
二千四百円を支払った所と三千二百円を支払った領収書
がある所があり、値上げをなさり、その分は、ないかと
いう事で、その理由を掘り下げてみますと、ハウスは人
を収める必要の人を多くしてある、しかし諸物の値上り
等からやれないという事で、五百円を八百円に上げ、それの値
上げに、それと、この感じを、それと、思っています。一般家庭に
ありましては、値上げに、それと、いう奥の意図があり、わけ
わけとして十分掘り下げて研究してみますと、その場が
はつきりとメーターを見ても、それと、先般は、それと、
今月は、それと、上ったという事は、それと、それと、の事情が、

